

四	三	二	一	○
發行方法	用振替法の適法	の法律項及び根拠	發行の法律項及び根拠	省令第百七十一号

競とて価のし定あ争争う札価振の以律社第年別十財五利付
 争す得格決、めつ入入。[。]へ格替適下^(平成十三年)債一法会四政回付
 入るらを定価らて札札に以を機用を「振替法」^(昭和二十二年)國庫債券(三年)～第三百十号
 札もれ募を格られ、と発による「振替法」^(昭和二十二年)～第三百十号
 発のる入受競た価額け争格時「発価に日けるもい」という
 行に価額け争格時にと行格付本銀もい
 「よ格にた入競にと行格付本銀もい
 とるをよ各札争行い(以下「振替法」^(昭和二十二年)～第三百十号
 い發そり申に入わう以争て行のう)と
 う行の加込お札れ。下入行とと。^(昭和二十二年)
 。(発重みいのにる、「札わすし」と。^(昭和二十二年)
 、以行平のて利お入価値「れる、の規
 価下価均応募率い札格格とる。そ規
 格非格し募入とてで競競い入の定。

五

方募

六
イ
発

価入価・別債行争非者特国札非
格行札格第参市及入価・別債発競
競発競II加場び札格第参市行争
争額行争非者特国發競I加場入
入価法入

額面金額で二兆五千八十七億円
込募各当も各申
み限國申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応のち
割内參額応のち
りに加を募額を
当お者案価を
ていご分順格
るてとに次割の
。各のよ高
申応りい

競争入札と同時に行われる入札場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行へ以下「国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めた後に行われる入札」及び「価格競争入札発行」という。」及しつた後に「価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札」である。
（非価格競争入札）
（非価格競争入札）

七

口イ
払

札非入価込	行争非者特国行争非者特国	札非	入
発競札格	入価・別債	発競	札
行争発競金	札格第参市	行争	発
入行争額	発競Ⅱ加場	入	行

円十五二	でた条特	でた条特でた条特億に規万兆国項計五つ定う
二万兆	千利第別	千利第別十利第別四つ定円三債のに億いにち
億五五	百付一会	八付一会二付一会千いに、千に規関千て基、
二千千	七国項計	百国項計億国項計七て基同三つ定す二はづ財
千円七	十債のに	九債のに三債のに百はづ法百いにる百、き政
九十九	二に規関	十に規関千に規関六、き第十て基法七額發法
百十八	億つ定す	一つ定す万つ定す十額發六一はづ律十面行第
五億	円いにる	億いにる円いにる五面行十億、き第五金し四
十四	て基法	円て基法て基法万金し二三額發四万額た条
十八千	、づ律	、づ律、づ律円額た条千面行十円で利第
万五	額き第	額き第額き第で利第九金し六、三付一
千百	面發四	面發四面發四千付一百額た条特百国項
八四	金行十	金行十金行十四国項六で利第別七債の
百十	額し六	額し六額し六百債の十二付一会十に規

口	イ	一	發	振額最	二	ハ
別債行争非者特国札非 参市及入価・別債発競 加場び札格第参市行争 者特国発競I加場、入	入価發 札格行行 發競価 行争格日	替 額 面 位	低行争非者特国行争非者特国 入価・別債 札格第参市 發競II加場	千 百 七 十一 億 六 千 十五 五 万 二 千 円	千 八 百 九 十 億 三 千 五 百 七 十 万 六	
十額募十額 六面価六面 錢金格錢金 六額五額 厘百厘百 円以円年 に上に四 つのつ月 きそき十 九れ九六 十九ぞ十 円の円 九応九	平す額の振 成るの記替 .整載法 十数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	千 百 七 十一 億 六 千 十五 五 万 二 千 円	千 百 七 十一 億 六 千 十五 五 万 二 千 円	千 百 七 十一 億 六 千 十五 五 万 二 千 円	

規下は期た期平
 定、が金と成除税外しは者にへ額よに座も係
 す次そ銀額し二すの国た、又おたにりつにのる
 る号の行を、十る税法金前はいだ百算い記と所
 期及翌休支次四こ率人額記外てし分出て載し得
 日び営業払の年とをがに(一)國取、のしは又て税
 に第業日う算十が乗適當の法得当二た、は振が
 つ十日間にたに十きたを非式でる國を額記録口泉
 い六に當だよ五る金受居にあ者債乗か(一)さ座徵そ
 て号支同に払たしり日。額け住よるがをじらのれ簿収の
 じおうる、算を(一)る者り場非發た當算る中さ利
 いへと支出支を所又算合居行金該式ものれ子
 て以き払し払控得は出に住時額金にの口るに

(二) 年
 む十式は○
 も号に、募。
 のにより払入一
 と規り込決バ
 す定算金定一
 るす出額のセ
 るしに通ン
 期た加知ト
 日金えを
 に額、受
 払を次け
 い第のた
 込二算者

二十九八七六
十十五十五十五

払者入払元償償
込札場利還還
期參所金金期
日加支額限
後第
の二期
利期
子以

平財日額平利てを毎
成務本面成子、支年
二十大銀金二をそ払四
大臣行額十支の期月
十四か百六払日と十
年ら円年う以し五
四年通に四。前、日
月知つ月六各及
十月をき十月支び
十六受百五間払十
日け円日に期月
た者屬に十
るい日
すお五

額面金額× $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$